



# 南三陸商工会掲示板

## 各種募集等



### ビジネスマッチング「商談・展示会2024 in 安来」の開催について

中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会では、中海・宍道湖・大山圏域（島根県安来市、松江市、出雲市、鳥取県米子市、境港市）に立地している「ものづくり企業」の取引拡大を図るため、事前調整型のビジネスマッチング商談・展示会を開催するにあたり、中海・宍道湖・大山圏域に発注を検討している企業を募集しております。

詳細につきましては下記ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

1. 開催日 令和6年10月31日（木）
2. 開催場所 安来市総合文化ホールアルテピア 住所：島根県安来市飯島町70
3. 参加費 無料 ※交通費について一部補助（東北地域：40,000円）があります。
4. 募集対象 中海・宍道湖・大山圏域に発注を検討している企業
  - ◆一般機械、金属製品、電気機器、輸送用機械等のメーカー及び商社など
  - ◆食品スーパー、食品卸、百貨店、通販、外食チェーン店など
5. 参加方法 HPまたは別添パンフレット付属のエントリーシートからお申込みください。  
※参考URL（ビジネスマッチング 商談・展示会2024 in 安来HP）  
<https://www.shoudan.info/index.html>
6. 申込・問合せ先  
ものづくり産業支援センター（松江市 産業経済部）  
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね  
TEL：0852-60-7101 FAX：0852-25-0300
7. 別添資料  
募集パンフレット  
[https://www.shoudan.info/pdf/2024/bizmatch\\_2024.pdf](https://www.shoudan.info/pdf/2024/bizmatch_2024.pdf)

## 令和6年度「第12回食品産業もったいない大賞」の募集について

公益財団法人食品等流通合理化促進機構では、食品産業の持続可能な発展に向け、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・再生利用」、「教育・普及」等の観点から、顕著な実績を挙げている食品関連事業者並びに食品産業での取り組みを促進・支援している企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰することで世の中に広く周知し、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等の促進に寄与することを目的に標記事業を実施しており、その表彰対象企業を募集することとなりました。

詳細につきましては下記ホームページをご参照いただき、応募を希望されます場合は下記事務局宛て直接お申し込みくださいますようお願いいたします。

### 1. 参照ホームページ

<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>

### 2. 応募締切

令和6年8月31日（土）まで

### 3. 申込・問合せ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構（担当：杉本）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階

TEL：03-5809-2176 FAX：03-5809-2183

メール：[t.sugimoto@ofsi.or.jp](mailto:t.sugimoto@ofsi.or.jp)

## よろず支援拠点 宿泊・観光完全個別相談会の開催について

宮城県商工会連合会が実施機関として運営するよろず支援拠点では、東北経済産業局並びに東北管内よろず支援拠点との共催で、売上拡大や現場改善等の経営に関する悩みを持つ宿泊・観光関連事業者の方を対象に、宿泊業等の支援に知見・支援経験を有する各県のコーディネーターが相談対応する個別相談会を別添案内チラシのとおり開催いたします。

詳細につきましては下記ホームページをご参照いただき、相談ご希望の際は直接お申し込みくださいますようお願いいたします。

### 1. 参照ホームページ・案内チラシ

<https://yorozu-miyagi.go.jp/blog/r0609kankoshien/>

## 商店街NEXTリーダーセミナー受講者の募集の募集について

宮城県では、商店街活動における新たな担い手やリーダーの創出を図るため、商店街活性化やまちづくりの手法について学び、地域の課題を解決する能力を身につけるための標記セミナーを実施いたします。

詳細につきましては下記ホームページをご参照いただき、受講を希望される場合は直接お申込みくださいますようお願いいたします。

### 1. 概要

商店街活性化やまちづくりの手法について学び、地域の課題を解決する能力を身につけるためのセミナー

### 2. 募集するコース

- (1) まちづくり基礎力養成 (全4回)
- (2) 魅力を伝えるPR力養成 (全4回)
- (3) 活性化プランを作り上げよう (全4回)

### 3. 受講対象者

若手 (概ね45歳以下) 又は女性で、商店街で店を営んでいる方、働いている方商店街での出店や創業を考  
えている方、まちづくりに関わっている方等

### 4. 申込期限

令和6年8月5日 (月)

### 5. 申込方法

申込方法につきましては別添チラシ及びホームページを参照ください。

参考ホームページ (宮城県商店街NEXTリーダー創出事業ホームページ)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/nextleader.html>

### 6. 問い合わせ先 (事務局)

株式会社K-SOCKET

TEL : 022-745-2131

FAX : 022-288-0138

メール : [info@miyagi-nextleader.jp](mailto:info@miyagi-nextleader.jp)

### 7. 別添資料

- ・商店街NEXTリーダーセミナーパンフレット

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/25799/r6seminar.pdf>

## 「第23回渋沢栄一賞」表彰候補者の募集について

「渋沢栄一賞」は、国・地方公共団体や関係団体等からの推薦または情報提供により多くの企業の設立や育成に携わる一方で、社会事業にも尽力した渋沢栄一の精神を受け継ぐような企業活動と社会貢献を行っている、地域に根差した企業の経営者を表彰するものです。

詳細につきましては下記ホームページをご参照の上、表彰候補者がおられましたら下記提出先まで直接申請書類をご送付いただきますようお願いいたします。

1. 参照HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/r6shibusawaeiichiaward.html>

2. 募集期間 令和6年9月6日（金）まで

3. ご提出・お問合せ先

埼玉県産業労働部 産業労働政策課 渋沢栄一賞受付担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL : 048-830-3726

FAX : 048-830-4818

E-mail : a3710-02@pref.saitama.lg.jp

## 「令和6年度みやぎゼロカーボンアワード」の候補者募集について

宮城県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、本県における地球温暖化対策を推進するため、下記のとおり表彰を実施することになりました。

詳細につきましては下記ホームページをご参照の上、応募を希望される場合は直接お申込みくださいますようお願いいたします。

1. 表彰対象

地球温暖化対策に関する取組で顕著な功績があった個人又は団体

2. 募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年9月20日（金）まで

3. 参考URL

(宮城県公式ホームページ 「令和6年度みやぎゼロカーボンアワード」の候補者募集について)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/zerocarbonaward.html>

4. 申込み・問い合わせ先

宮城県 みやぎゼロカーボン推進班 担当：黒崎

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2661

メール : [kankyoe@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankyoe@pref.miyagi.lg.jp)



### 全国健康保険協会（協会けんぽ）によるマイナ保険証利用のための資格情報の送付に係る周知について

全国健康保険協会より全国連を通じて周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

現行の健康保険証の発効については、令和6年12月1日に終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、マイナ保険証利用に向けて、下記のとおり、加入者個人別に「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を事業主経由で送付することとなりました。

つきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

#### 1. 送付対象者

協会けんぽ全加入者

#### 2. 資格情報のお知らせ

※加入者情報（マイナンバーの下4桁）が記載

#### 3. 送付時期

令和6年9月頃（令和6年6月上旬以降の加入者は令和7年1月頃）

#### 4. 事業主への協力依頼事項

被保険者及び被扶養者別に送付物が封入された封筒をまとめて被保険者に配布

#### <添付資料>

別添1：加入者向け同封チラシ

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/07/20174b44bcf1ede181a3f0c5281192a8.pdf>

別添2：マイナ保険証リーフレット

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/07/b7cedae3a70f37bf1bdbf234f2b4b5be.pdf>

### 商工会クラウド・MA1自計化導入キャンペーンの実施について

全国連およびソリマチ株式会社では、標記キャンペーンを実施いたします。

キャンペーン期間中に商工会クラウド・MA1の自計事業者として始めると、今だけ Amazon ギフト券（Eメールタイプ）10,000円分がキャッシュバックされます。

キャンペーン期間：令和6年7月1日（月）～令和6年9月30日（月）

詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

#### 1. 別添資料

キャンペーンチラシ

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/07/b414a6a4cb48d39389e767a9ee9d41ad.pdf>

「商工会クラウド・MA1」については、こちらのホームページをご確認ください。

[https://shoukokuai-sorimachi.jp/lp\\_info/](https://shoukokuai-sorimachi.jp/lp_info/)

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)の施行について

標記の件について、宮城県労働局より周知依頼がありましたのでお知らせします。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」(令和5年法律第25号)については、令和5年5月12日に公布され、令和6年11月1日から施行されます。これにより個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託した際の取引条件の明示、報酬支払期日の設定および期日内の支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

詳細につきましては下記をご参照ください。

### 1. 参考URL【厚生労働省HP】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.htm)

## フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた説明会の開催等について

標記の件について、中小企業庁より全国連を通して周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和6年11月1日に施行予定の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(以下、「本法」といいます。)では、従業員を雇用していない個人事業主同士の取引においても「書面等による取引条件の明示」が義務付けられる等、中小企業・小規模事業者に新たな事務負担が生じることとなり、会員事業者にも影響が生じることが予想されます。

つきましては、対象事業者へ必要な準備を整えていただくため、説明会等が実施されますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

### 1. 所管省庁主催の説明会(全国8か所開催)

中小企業庁、公正取引委員会および厚生労働省主催で、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会が実施されます(先着・事前申込制)。

URL：<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

#### 【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

- 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室  
03-3581-5471(代表)
- 中小企業庁事業環境部取引課  
03-3501-1511(代表)
- 厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室  
03-5253-1111(代表) (内線7850、5108)

### 2. 参照ホームページ

URL：[https://www.jftc.go.jp/flaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html)

## 「個別労働紛争処理制度」に関する周知について

労働委員会では、労使間のトラブルを解決するために、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間とし、集中的な広報活動に取り組んでおります。

詳細につきましては下記をご参照ください。

### 1. 添付資料

労働委員会の相談やあっせん制度のご案内（リーフレット）

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/07/f82d16f008557fbb8a76c95398b836cf.pdf>

## 個人情報保護法に関する資料等のお知らせ

個人情報保護委員会事務局より下記資料等の周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

個人情報保護法を遵守できているかのチェックリスト（下記①、②）、個人データの漏洩等について個人情報保護委員会への報告対象となる場合（下記③）についてのパンフレットが作成されましたので、ご参照ください。

### 1. 周知資料

【資料1】個人情報保護法10のチェックポイント（ポスター）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/10\\_checkpoint.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/10_checkpoint.pdf)

【資料2】はじめての個人情報保護法（パンフレット）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple\\_lesson\\_2022.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf)

【資料3】個人データの漏えい等報告について（ポスター）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/roueihoukoku\\_leaflet\\_2023.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/roueihoukoku_leaflet_2023.pdf)

南三陸商工会

TEL 0226-46-3366

Email: [minamisanriku\\_sci@office.miyagi-fsci.or.jp](mailto:minamisanriku_sci@office.miyagi-fsci.or.jp)（受付 平日 8:30~17:15）